

平 17 全経外第 18 号  
平成 17 年 11 月 17 日

企業会計基準委員会 事務局 御中

全国銀行協会

「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」等に対する  
コメントの提出について

今般、「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントを下記のとおりとりまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 会計基準(案)第27項について

会計基準(案)第27項のただし書きにおいて、「対価性がないと判断するためには、対価性の推定を覆すに足りるだけの明確な反証が必要と考えられ、その反証につき開示を求めることとした」とあるが、対価性がないと判断され、反証について開示が求められるケースは想定しづらい。対価性がない場合が稀であるとしているにもかかわらず、「範囲に含まれない取引」(第25項、第27項)として規定している趣旨が利用者にわかるように「明確な反証が必要」となる事例を示していただきたい。

2. 適用指針(案)の設例について

(1) 設例中の仕訳の説明において、期末時点における将来の失効見込数が、各期の仕訳の(注)に記載されている。しかしながら、現状の記載方法のままでは、失効見込数を変更している場合、利用者が試算しても仕訳例の数値にはならず、不親切と思われる。したがって、将来の失効見込数の変更については、前提条件において記載していただきたい。

(例) [設例 1]における(2) X5 年 3 月期

(注)に「期末時点において、将来の累計失効見込みを 6 名に修正した」と記載があるが、この記載を見るまで、利用者は、失効見込数を前提条件に記載された 7 名のままと考えているはずであり、その前提で X5 年 3 月期の人件費を試算した場合、設例上の人件費にはならない。

そのため、設例における前提条件として記載をする等、利用者が試算する際に支障のないような記載方法としていただきたい。

(2) [設例 3-6]における会計処理(付与された単位でまとめて取扱う方法)について、X6 年 3 月期においては、ストック・オプション を 20 名、また、X7 年 3 月期においては同 を 25 名、同 を 35 名が行使しているが、本設例においては<人件費の計上>に関する仕訳のみが示されている。本適用指針の利用者の便に鑑み、権利行使に伴う仕訳も示していただきたい。

(3) 下記の点については修正が必要と考えられる。

適用指針(案) 52 ページ

「...権利行使期間開日ごとに...」 「...権利行使期間開始日ごとに...」

同 53 ~ 54 ページ

X7 年 3 月期の仕訳について、退職者 1 名が生じているため、失効分の仕訳を追加。

新株予約権 640,000 / 新株予約権戻入益 640,000

同 54 ページ

「・失効分 ... = 1640,000 円」 「・失効分 ... = 640,000 円」

同 68 ページ X6 年 3 月期

・「...、200X5 年 6 月の株主総会...」 「...、X5 年 6 月の株主総会...」

・「[X6 年 7 月-X7 年 3 月(9 月)] / [X6 年 7 月-X7 年 6 月(12 月)]」

「[X5 年 7 月-X6 年 3 月(9 月)] / [X5 年 7 月-X6 年 6 月(12 月)]」

以 上